

電子レジスター一式借上げ 仕様書

1	リース物件名	電子レジスター一式(別紙1「リース物件内訳書」のとおり)
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙1「リース物件内訳書」のとおり
3	設置場所	横須賀市久里浜4丁目4番10号 ウイング久里浜6階 市民サービスセンター久里浜店(役所屋久里浜店)
4	リース期間	令和4年(2022年)10月1日から令和9年(2027年)9月30日までの60か月とする。
5	保守契約	契約金額に含む(保守対象物件は別紙1のとおり)
6	リース物件 設置・撤去費用	設置費用は、賃貸人の負担とする。 なお、撤去費用は、所有権の移転に伴い発生しない。
7	動産総合保険	この契約が存続する期間中、賃貸人を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結すること。
8	リース物件の 固定資産税	固定資産税は非課税のためリース料に算入しないこと。
9	リース期間 満了後の措置	賃借人の所有権に帰属
10	契約方法	長期継続契約によるリース契約(初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)
11	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
12	入札金額	60か月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる6か月分の借上金額を入札金額として記入すること。
13	その他事項	・別紙「特記事項」のとおり ・毎月のリース料請求書は、本物件の設置場所に送付すること。
14	連絡先	横須賀市 民生局地域支援部 久里浜行政センター 地域コミュニティ担当 笹島 電話：046-834-1111 FAX：046-833-6311

リース物件内訳書

(別紙1)

(税抜き)

No.	リース物件名	品質・形状・寸法 又は型式	単位	数量	月額リース料(円)	保守対象 物件
1	電子レジスター	東芝テック FS-3055-S	台	2		○
2	自動釣銭機(硬貨用)	東芝テック VT-330-KL-5-R	台	2		○
3	自動釣銭機(紙幣用)	東芝テック VT-330-S-R	台	2		○
4	自動釣銭機用ドロワー	東芝テック KITVT-200-CT-S-R	台	2		—
5	リモートスリッププリンタ	東芝テック DRS-309-1	台	1		○
6	接続ケーブル	東芝テック CB-2055-VT-280S-R	本	2		—
7	バックカバー	東芝テック KITVT-330-BXL-R	個	2		—
8	無停電電源装置	オムロン BW40T	台	2		—
9	搬入・設置 ユーザープログラム 設定費	東芝テック	式	2		—

※月額リース料欄は、契約者が記入する。

保守の内容

No.	保守の内容
1	保守対象物件は、別紙1の物件No.1、2、3及び5とする。
2	契約締結後、速やかに保守事業者と調整し、各機器の保守対応窓口の連絡先及び本契約とは別に有償対応となる場合の担当部署等を文書にて提示すること。
3	<ul style="list-style-type: none">・対象機器に障害が発生した場合は、本市からの指示により作業員を派遣し、修理を行うこと。また、対象機器が正常に使用できるよう必要に応じて部品の交換を行うこと。・上記保守の対応時間は、月曜日から日曜日までの8時45分から17時30分までとする(ただし、12月29日から1月3日までを除く。)・緊急の障害における対応は当日とするが、やむを得ない場合は翌日でも可とする。・保守作業が完了した時は、その都度、作業内容を記した報告書を提出すること。
4	リース開始日から5年間、本市からの依頼に対して上記のオンサイト保守対応が確実に実施できるよう、保守部材及び作業員の確保を行うこと。
5	復旧に長時間を要すると判断した場合、又は故障等が多発し業務に支障をきたす場合は、本市と協議のうえ代替機を設置し、それにかかる費用は賃貸人の負担とする。
6	上記の保守契約については、賃貸人及び賃借人が契約事項に従って適切に管理された場合に適用し、当該機器又は管理に瑕疵があるときは、その費用は原因者が負担する。
7	<ul style="list-style-type: none">・年2回の定期点検(各機器の点検、清掃、調整等の予防保守)を実施すること。・定期点検の実施日時は、事前に本市と協議し了承を得ること。

特記事項

No.	内容
1	契約締結時に製造メーカーや製品の型番等を記した納品明細を提出し、本市の承認を得たうえで納品すること。また、契約締結以後、本市指定の物件中、モデルチェンジ等の理由により指定型番の物件を納入できない場合、本市と協議のうえ、同等性能以上の物件を納入すること。
2	各機器は全て新品を納品することとし、操作説明書も併せて納品すること。
3	レジスターでの各種料金登録に必要なキーボードの内容、その他事前に調整が必要な各機器の設定情報等について、納入前に本市と協議し了承を得てから、全ての機器を使用できるように設置・設定作業を行うこと。
4	機器の搬入・設置・設定・動作確認作業は、契約の日から令和4年9月30日(金)までの間のいずれか1日のうち、19時45分から22時00分までの間に行うこと。作業日については契約後に別途協議のうえ決定する。また、設置場所における機器の搬入方法については本市の指示に従うこと。
5	設置前に現在使用している東芝テック製の電子レジスター一式を撤去し、本市が指示する場所(市民サービスセンター久里浜店内)に移動させてから、設置・設定作業を行うこと。
6	空箱や梱包材は賃貸人が持ち帰ること。
7	使用開始日までに、全ての機器の操作方法について説明すること。
8	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。